

市街化調整区域における地区計画の運用方針(素案)について

1 報告趣旨

市街化調整区域の既存の開発地における適正な土地利用を目的とした地区計画の策定に向けて、「市街化調整区域における地区計画の運用方針」の素案を取りまとめたため、その内容及びパブリックコメントの実施について報告する。

2 報告内容

(1) 市街化調整区域における地区計画の策定目的

昭和63年(1988年)に現在の校地が整備された元八王子町学校用地(共立女子学園学校用地)は大学施設として開発許可により整備されたものであり、駐車場や資材置場、太陽光発電施設等の都市計画法が及ばない土地利用に転換された場合、周辺の住環境への影響が懸念される。また本地区は豊かな緑に囲まれ、良好な住環境に貢献している一方で、周辺に斜面地があり、崩落の危険性もあることから、適切な保全と管理が求められている。

このことから既に大学施設として整備された本地区に対して、都市計画法第34条第10号に規定されている市街化調整区域の地区計画を策定し、開発許可を適正に行うことで、土地利用の適正な誘導を図る。

(2) 市街化調整区域における地区計画の運用方針

対象区域は、共立女子学園学校用地の一部(元八王子町二丁目:約2.6ha)とし、都市づくりビジョン八王子(第2次八王子市都市計画マスタープラン)に記載している土地利用方針に基づき、学校及び研究所、研修所、工場等を誘導する。

⇒市街化調整区域における地区計画の運用方針(素案)については別紙1・2を参照

(3) パブリックコメントの実施

- ア 期間 令和6年(2024年)6月3日(月)～7月2日(火)
- イ 周知方法 広報はちおうじ6月1日号、市ホームページ、チラシ
- ウ 閲覧場所 土地利用計画課、元八王子事務所、市ホームページ
- エ 提出方法 郵送、FAX、電子メール、土地利用計画課窓口への提出
- オ 説明会 令和6年(2024年)6月4日(火)午後6時30分～午後8時 長房ふれあい館

(4) 今後のスケジュール

- 令和6年(2024年)7月4日 市街化調整区域における地区計画の運用方針について八王子市都市計画審議会へ報告
- 令和6年(2024年)8月上旬 市街化調整区域における地区計画の運用方針を策定
- 令和6年(2024年)8月下旬以降 地区計画の策定に着手